

海老名都市計画生産緑地地区の変更（海老名市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面 積	備 考
約22.5ha	<p>上今泉二丁目地内において、箇所番号8の区域を廃止、箇所番号293の区域を追加</p> <p>上郷一丁目地内において、箇所番号23の区域を廃止</p> <p>国分北二丁目地内において、箇所番号55の区域を廃止</p> <p>今里一丁目地内において、箇所番号81の区域を縮小及び拡大、箇所番号82の区域を廃止</p> <p>今里三丁目地内において、箇所番号88の区域を廃止</p> <p>大谷北四丁目地内において、箇所番号150の区域を廃止</p> <p>大谷南四丁目地内において、箇所番号168の区域を廃止</p> <p>大谷北三丁目地内において、箇所番号258の区域を縮小</p> <p>下今泉一丁目地内において、箇所番号273の区域を廃止、箇所番号290の区域を追加</p> <p>河原口六丁目地内において、箇所番号291の区域を追加</p> <p>中央四丁目地内において、箇所番号292の区域を追加</p>

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

## 理 由 書

箇所番号 8、55、82、88、150 及び 273 については、当該生産緑地に係る農業の主たる従事者が死亡したことを事由として生産緑地の買取りの申出が行われたが、申出の日から起算して三月以内に所有権の移転が行われず、行為の制限が解除されたため、区域を廃止する。

箇所番号 23 については、申出基準日以後にその一部について生産緑地の買取りの申出が行われたが、申出の日から起算して三月以内に所有権の移転が行われず、行為の制限が解除された。残る部分のみでは区域の規模に関する条件に合わない。これらのことから、区域を廃止する。

箇所番号 81 については、その一部について当該生産緑地に係る農業の主たる従事者が死亡したことを事由として生産緑地の買取りの申出が行われたが、申出の日から起算して三月以内に所有権の移転が行われず、行為の制限が解除されたため、区域を縮小する。また、残る生産緑地に隣接する土地について、その保全を行うことにより、良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適していることから、区域を拡大する。

箇所番号 168 については、当該生産緑地に係る農業の主たる従事者が故障したことを事由として生産緑地の買取りの申出が行われたが、申出の日から起算して三月以内に所有権の移転が行われず、行為の制限が解除されたため、区域を廃止する。

箇所番号 258 については、申出基準日以後にその一部について生産緑地の買取りの申出が行われたが、申出の日から起算して三月以内に所有権の移転が行われず、行為の制限が解除されたため、区域を縮小する。

箇所番号 290 及び 292 については、火災の延焼防止等の防災または減災の効果が認められるなど、良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適していることから、生産緑地地区に追加する。

箇所番号 291 については、街区公園に準じる緑地効果が期待できるなど、良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適していることから、生産緑地地区に追加する。

箇所番号 293 については、火災の延焼防止等の防災または減災の効果が認められ、かつ、街区公園に準じる緑地効果が期待できるなど、良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適していることから、生産緑地地区に追加する。

以上、14 箇所において、本案のとおり変更する。